

中小企業等協同組合等の申請書類

事業協同組合、協業組合、企業組合等、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律及び同法施行令に規定する組合で申請する場合は、「共通書類」、「各自治体提出書類」の他に、次の書類を提出してください。

建設工事	査設計測・量調	維持木管施設	書類名	摘要
○	○	○	1 組合員名簿(様式C-7) 役員名簿(様式C-8)	

〔官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合〕

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合のうち、建設業法第3条の規定による建設業許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた方で、官公需適格組合の算出方法の特例を希望する方は、「共通書類」、「各自治体提出書類」、「中小企業等協同組合等の申請書類」の他に、下表の書類を提出してください。自治体によって申請内容が異なる場合は、共同受付窓口(埼玉県入札審査課)までお問合せください。

なお、特例計算を行っているのは、次の自治体です。

埼玉県、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、深谷市、上尾市、蕨市、志木市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、日高市、ふじみ野市、伊奈町、鳩山町、横瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、越谷・松伏水道企業団、戸田ポートレース企業団、埼玉西部消防組合

建設工事	査設計測・量調	維持木管施設	書類名	摘要
○	－	－	1 官公需適格組合証明書の写し	・官公需適格組合の算出方法の特例が受けられるのは、官公需適格組合証明書に記載されている業種のみです。
○	－	－	2 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	・組合と組合員(5以内)のもの ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
○	－	－	3 官公需適格組合資格審査数値計算表(様式C-9)	・作成する際は、当該組合のほか、5以内の組合員の経営事項審査結果通知書から必要な事項を記入してください。 ・「自己資本額」欄、「利益額」欄のそれぞれの「特例適用後数値」欄は、合計した数値を記入してください。 ・「経営状況評定」欄、「社会性等評点」欄のそれぞれの「特例適用後数値」欄は、小数点第1位を四捨五入した平均値を記入してください。 ・「建設工事の種類別年間平均完成工事高」欄と「建設工事の種類別年間平均元請完成工事高」欄は、合計した数値を記入してください。 ・「建設工事の種類別技術者数」欄の「数値特例」欄は、記入した技術者の合計数値を記入してください。